

別表六の二（十八） 付表の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の3第1項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）又は令和2年改正前の措置法第68条の15の3第1項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額1」は、各連結法人の法第81条の18第1項（連結法人税

の個別帰属額の計算）に規定する個別所得金額に令第155条の25第1号（連結留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額）の法人税の税率を乗じて計算した金額を記載します。

3 「連結親法人が中小連結親法人以外の場合の調整前個別帰属法人税額20」及び「連結親法人が中小連結親法人の場合の調整前個別帰属法人税額21」の各欄は、別表六の二（十八）「5」の欄に外書きした金額がある場合には、当該金額を「別表六の二（十八）「5」」に含めて計算します。